獣医療法施行規則第十条の四第三項の規定に基づき農林水産大臣が定める基準を定める件

平成二十一年二月二十日農林水産省告示第二百三十八号 一部改正 平成三十一年四月 五日農林水産省告示第六百七十八号

獣医療法施行規則第十条の四第三項の農林水産大臣が定める基準は、次のと おりとする。

飼育動物の種類	放射性同位元素の種 類	診療の種類	退出させることができ る状態
馬	テクネチウム九九m	素を用いたシンチグ	診療用放射性同位元素 が投与されてから四十 八時間以上経過してい ること。
犬及び猫	テクネチウム九九m	診療用放射性同位元 素を用いたシンチグ ラム検査	診療用放射性同位元素 が投与されてから四十 八時間(投与量が放射 能として百五十メガベ クレル以下の場合は、 その投与から二十四時 間)以上経過している こと。
	炭素十一	陽電子断層撮影診療 用放射性同位元素を 用いた陽電子断層撮 影検査	
	窒素十三	陽電子断層撮影診療 用放射性同位元素を 用いた陽電子断層撮 影検査	陽電子断層撮影診療用 放射性同位元素が投与 されてから一時間以上 経過していること。

	酸素十五	用放射性同位元素を	陽電子断層撮影診療用 放射性同位元素が投与 されてから一時間以上 経過していること。
	ふっ素十八	用放射性同位元素を	陽電子断層撮影診療用 放射性同位元素が投与 されてから二十四時間 以上経過していること。